

○尾三消防組合職員の懲戒処分について

尾三消防組合職員の懲戒処分を次のとおり行いましたので、お知らせします。

1 対象職員

豊明消防署 警防課長 52歳 男性

2 処分内容

免職

3 処分理由

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号並びに同法第33条の規定により懲戒免職処分とした。

4 処分年月日

令和8年1月14日（水）

5 事案の概要

令和7年11月、尾三消防本部豊明消防署内の倉庫で保管していた備品2点を職員が窃取し、オークションサイトやフリーマーケットサイトに出品して計3万9千円で売却したものの。

職員は備品のほか、ヘッドライトや手袋などの貸与品46点についても同様に売却したと申告している。